

令和6年 第3回 飯塚市議会定例会 議案

議案番号	件名	摘要	ページ
7 1	令和6年度 飯塚市一般会計補正予算(第3号)		
7 2	令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)		
7 3	飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例		5
7 4	飯塚市庄内生活体験学校条例の一部を改正する条例		9
7 5	飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例		1 3
7 6	飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例		1 7
7 7	土地の処分(筑穂地域工業団地造成用地の一部)		2 0
7 8	損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(市道上の車両損傷事故)		2 3
7 9	損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)		2 6
8 0	指定管理者の指定(飯塚市体育施設)		2 9
8 1	指定管理者の指定(飯塚市健幸プラザ)		3 5
8 2	指定管理者の指定(飯塚市庄内生活体験学校)		3 9
8 3	電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更(芦屋町)		4 4
8 4	電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更(うきは市)		4 6
8 5	電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更(直方市)		4 8
8 6	福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更		5 0

議案番号	件名	摘要	ページ
87	市道路線の廃止及び認定		52
88	市道路線の認定		54
89	公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること		
90	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること		
91	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること		
92	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること		
認定 第1号	令和5年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定		57
認定 第2号	令和5年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定		58
認定 第3号	令和5年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定		59
認定 第4号	令和5年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定		60
認定 第5号	令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定		61
認定 第6号	令和5年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定		62
認定 第7号	令和5年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定		63
認定 第8号	令和5年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定		64
認定 第9号	令和5年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定		65
認定 第10号	令和5年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定		66

飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月3日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)の公布に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年飯塚市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第2(第4条関係)				別表第2(第4条関係)			
機関	番号	事務	特定個人情報	機関	番号	事務	特定個人情報
市長	1	飯塚市子ども医療費の支給に関する条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給	市長	1	飯塚市子ども医療費の支給に関する条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しく

に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)又は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険

は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)又は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年

			料の徴収に関する情報 (以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの				法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和6年9月以前の月分の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)第12条の規定による改正前の児童手当法(昭和46年法律第73号)附則第2条第1項の給付の支給に関する情報については、なお従前の例による。

飯塚市庄内生活体験学校条例の一部を改正する条例

飯塚市庄内生活体験学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月3日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

飯塚市庄内生活体験学校について、休館日の一部変更を行うほか、教育委員会又は指定管理者のいずれによっても管理することができるようにするため、本案を提出するものである。

飯塚市庄内生活体験学校条例の一部を改正する条例

飯塚市庄内生活体験学校条例(平成18年飯塚市条例第98号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理)</p> <p>第3条 飯塚市庄内生活体験学校(附属設備、器具等を含む。以下「生活体験学校」という。)の管理は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせる<u>ことができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により、生活体験学校の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条、第6条、第8条及び第9条第1項中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と、第4条第2項中「教育委員会が特に必要があると認めるときは」とあるのは、「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p>(休館日等)</p> <p>第4条 生活体験学校の休館日は<u>次のとおりとし、開館時間は午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p><u>(1) 水曜日(第5水曜日がある月については、第5水曜日を除く。)</u></p> <p><u>(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日</u></p>	<p>(管理)</p> <p>第3条 飯塚市庄内生活体験学校(附属設備、器具等を含む。以下「生活体験学校」という。)の管理は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせる<u>ものとする。</u></p> <p><u>2 (略)</u></p> <p>(休館日等)</p> <p>第4条 生活体験学校の休館日は<u>12月29日から翌年の1月3日までとし、開館時間は午前9時から午後5時までとする。</u></p>

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これらを変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用の許可)

第5条 生活体験学校を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第6条 教育委員会は、生活体験学校を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

(1)～(4) (略)

(入館の制限)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、生活体験学校への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

(利用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これらを変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用の許可)

第5条 生活体験学校を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第6条 指定管理者は、生活体験学校を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

(1)～(4) (略)

(入館の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、生活体験学校への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると

きは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

(1)～(6) (略)

2 (略)

きは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

(1)～(6) (略)

2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際指定管理者がした利用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は指定管理者に対してされている申請その他の行為は、この条例の施行日以後に教育委員会が管理する場合においては、教育委員会がした利用の許可その他の行為又は教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。

飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月3日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第259号)の公布に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(平成18年飯塚市条例第128号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 ひとり親家庭等医療費の支給対象者(以下「対象者」という。)は、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに父母のない児童であって、次の要件を満たすものとする。ただし、児童は、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く18歳未満の児童に限る。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 母子家庭の母の配偶者(死別及び離婚を除く事情により母子家庭の母とされる場合の配偶者をいう。)又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)でその母と生計を一にするものの前年の所得が<u>施行令第2条の4第7項</u>に規定する額以上であるときの当該母子家庭の母及びその児童</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 ひとり親家庭等医療費の支給対象者(以下「対象者」という。)は、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに父母のない児童であって、次の要件を満たすものとする。ただし、児童は、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く18歳未満の児童に限る。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 母子家庭の母の配偶者(死別及び離婚を除く事情により母子家庭の母とされる場合の配偶者をいう。)又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)でその母と生計を一にするものの前年の所得が<u>施行令第2条の4第8項</u>に規定する額以上であるときの当該母子家庭の母及びその児童</p> <p>(5) (略)</p>

(6) 父子家庭の父の配偶者(死別及び離婚を除く事情により父子家庭の父とされる場合の配偶者をいう。)又は扶養義務者でその父と生計を一にするものの前年の所得が施行令第2条の4第7項に規定する額以上であるときの当該父子家庭の父及びその児童

(7) 父母のない児童を養育する者の配偶者又はその養育者の生計を維持する扶養義務者の前年の所得が施行令第2条の4第7項に規定する額以上であるときの当該父母のない児童

(8) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童若しくは施行令第2条の3に規定する児童(以下「父母が死亡した児童等」という。)を養育する者の前年の所得が施行令第2条の4第6項に規定する額以上であるときの当該父母が死亡した児童等

(9) (略)

3 (略)

(6) 父子家庭の父の配偶者(死別及び離婚を除く事情により父子家庭の父とされる場合の配偶者をいう。)又は扶養義務者でその父と生計を一にするものの前年の所得が施行令第2条の4第8項に規定する額以上であるときの当該父子家庭の父及びその児童

(7) 父母のない児童を養育する者の配偶者又はその養育者の生計を維持する扶養義務者の前年の所得が施行令第2条の4第8項に規定する額以上であるときの当該父母のない児童

(8) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童若しくは施行令第2条の3に規定する児童(以下「父母が死亡した児童等」という。)を養育する者の前年の所得が施行令第2条の4第7項に規定する額以上であるときの当該父母が死亡した児童等

(9) (略)

3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年11月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第5条及び第6

条の規定による受給資格の認定及びひとり親家庭等医療証の交付等の事務に必要な準備行為をすることができる。

飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例

飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月3日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)の公布に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例

飯塚市国民健康保険条例(平成18年飯塚市条例第149号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第10条 世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした場合</u>において、その者に対し10万円以下の過料に処する。</p>	<p>第10条 世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>において、その者に対し10万円以下の過料に処する。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(飯塚市特別会計設置条例の一部改正)

- 3 飯塚市特別会計設置条例(平成18年飯塚市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別会計の設置)</p> <p>第1条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第10条及び国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)<u>第1条</u>の規定により、国民</p>	<p>(特別会計の設置)</p> <p>第1条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第10条及び国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)<u>第2条</u>の規定により、国民</p>

健康保険事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、飯塚市
国民健康保険特別会計を設置する。

健康保険事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、飯塚市
国民健康保険特別会計を設置する。

土地の処分(筑穂地域工業団地造成用地の一部)

次の普通財産を処分するものとする。

令和6年9月3日提出

飯塚市長 武井政一

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 所在地 | 飯塚市筑穂元吉字桜サコ928番7外2筆 |
| 2 | 地目 | 雑種地外 |
| 3 | 処分面積 | 63,029.61平方メートル |
| 4 | 処分価格 | 122,215,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目11番15号博多駅東口ビル203
D I S T株式会社
代表取締役 安永 規夫 |

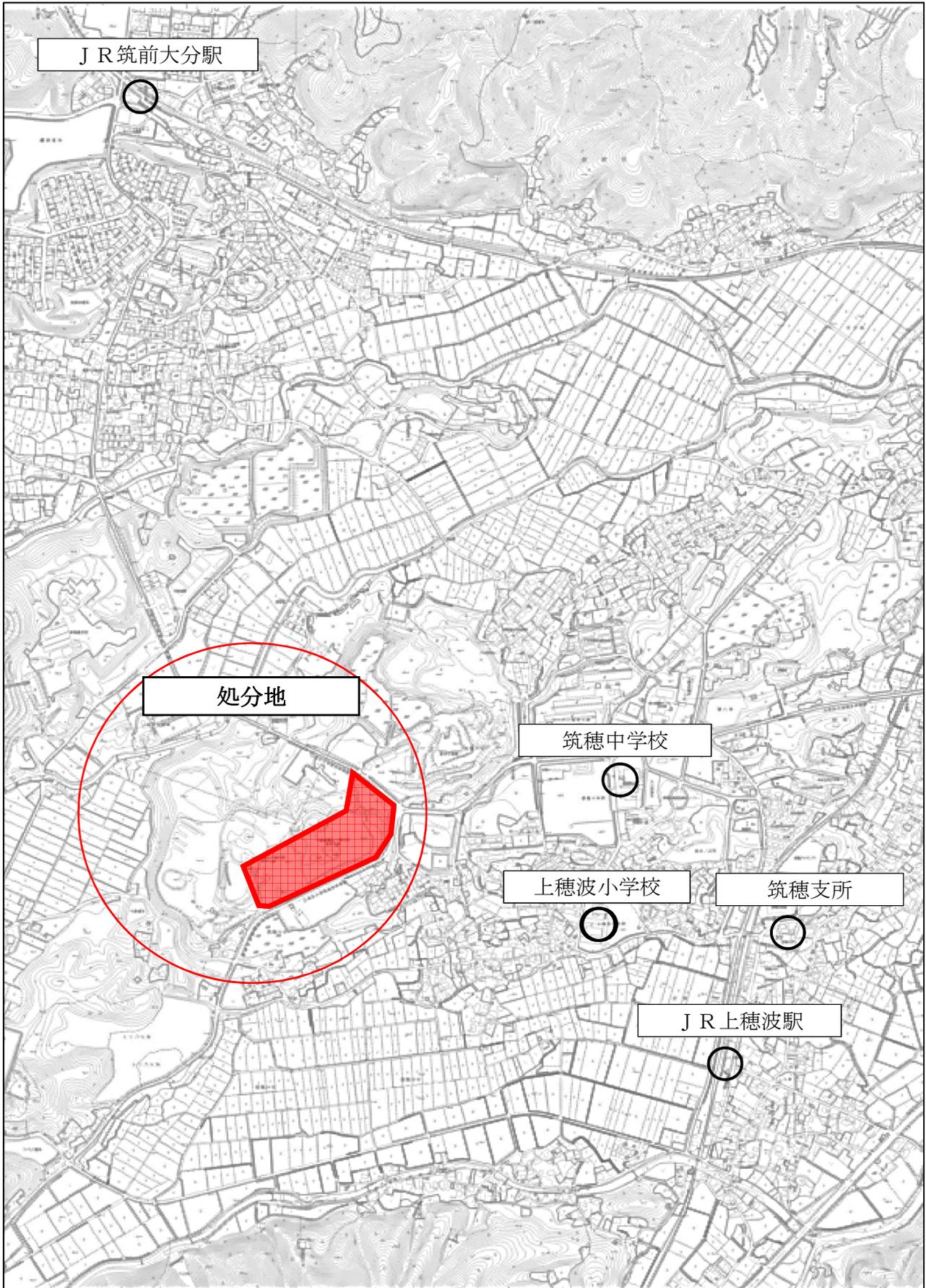
提案理由

この普通財産を工場等用地敷として、D I S T株式会社に処分するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例(平成18年飯塚市条例第57号)第2条の規定に基づき、本案を提出するものである。

処分する財産の明細表

所 在	地 目	地 積 (㎡)
飯塚市筑穂元吉字桜サコ928番7	雑種地	37,999.64
飯塚市筑穂元吉字桜サコ931番1	宅地	18,446.97
飯塚市馬敷字センジ28番19	雑種地	6,583.00
合 計		63,029.61

位置図



損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(市道上の車両損傷事故)

市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額(示談内容を含む。)を定めることについて、次のとおり議会の議決を求める。

令和6年9月3日提出

飯塚市長 武井政一

損害賠償の額 676,418円

1 事故発生の日時、場所

令和6年6月23日(日)午後5時30分頃

飯塚市柏の森地内 市道 折口・天神坂線

2 相手方

[Redacted]

3 事故の概要

相手方が市道を走行中、道路脇に生えている樹木の枝が折れて落下し、車両のボンネット、天井等を損傷させたもの。

4 損害の状況

物的損害	相手方	車両ボンネット、天井等を損傷
	市側	なし

5 示談の内容

- (1) この事故に係る過失割合は、市100%、相手方0%とする。
- (2) 双方の過失割合等に基づき、市は、相手方の損害賠償額として676,418円を相手方に支払う。
- (3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

6 損害額及び賠償負担額(区分)

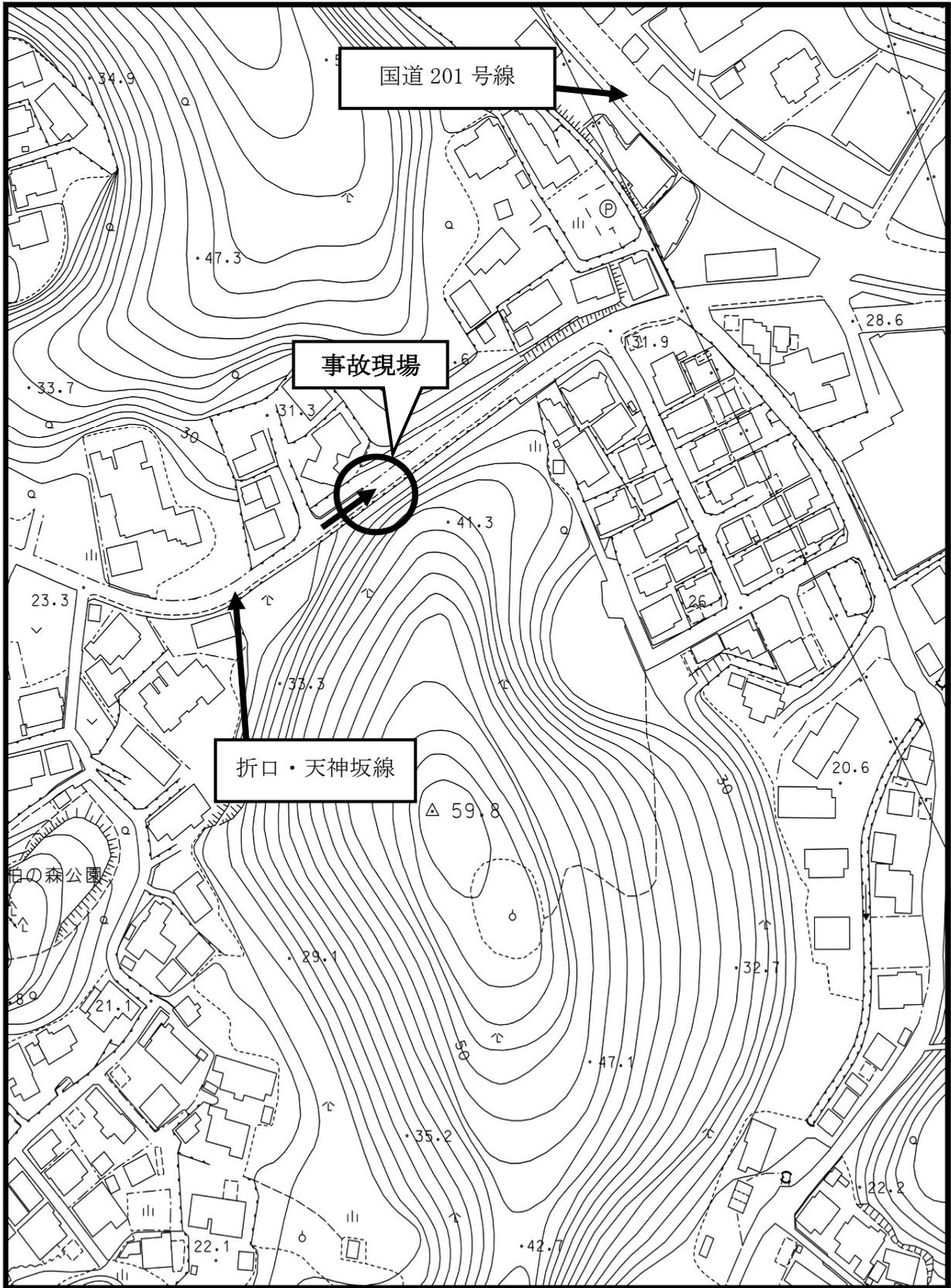
区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合100%	相手方 過失割合0%
相手方	車両修繕料 代車費用	676,418 円	676,418 円	0 円

7 事故現場見取図 別紙のとおり

提案理由

市道上の車両損傷事故に係る損害賠償を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により本案を提出するものである。

事故現場見取図



うち、治療費509,192円を医療機関に支払い、慰謝料等1,170,000円を相手方に支払う。

(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

6 損害額及び賠償負担額(区分)

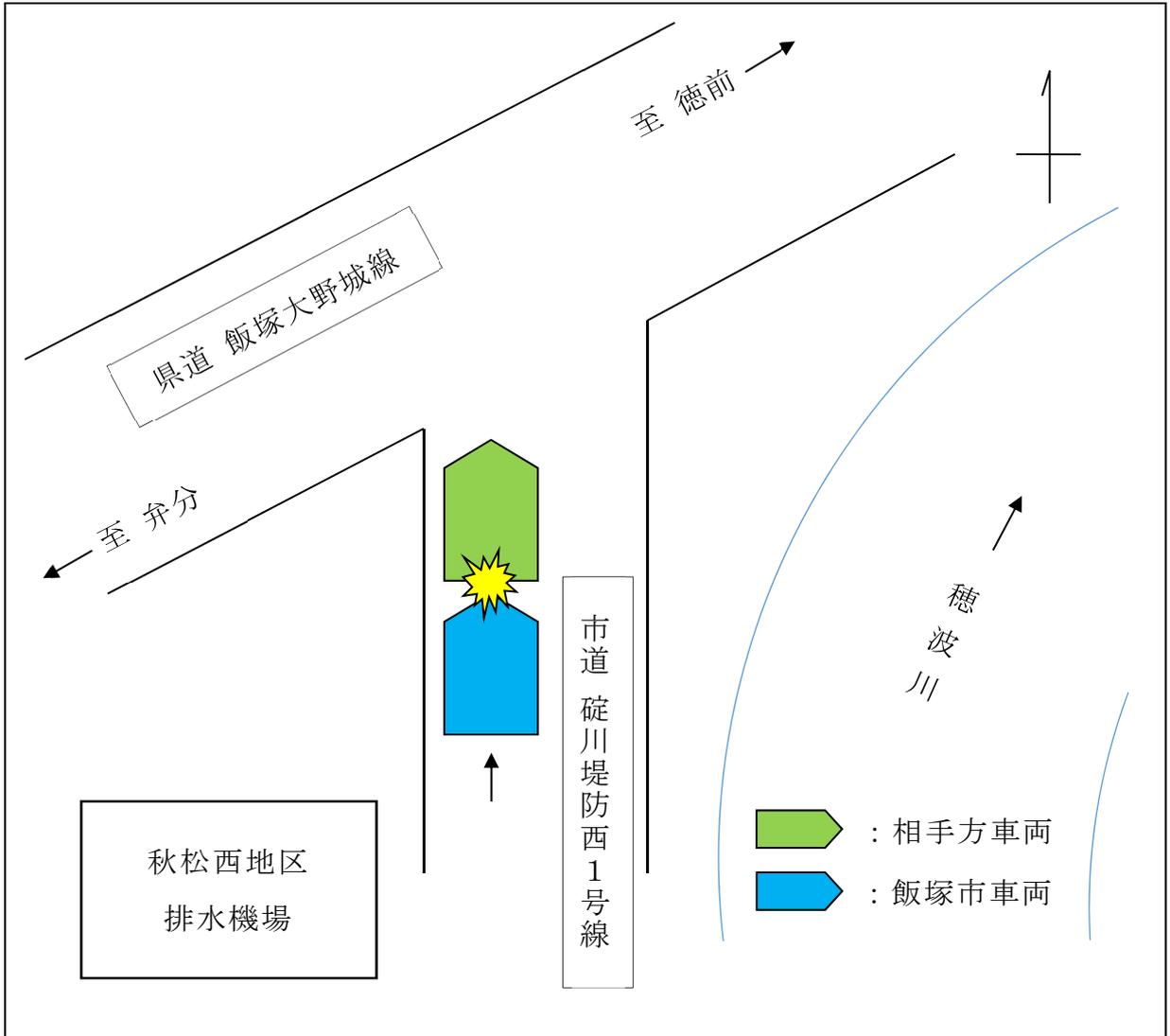
区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合100%	相手方 過失割合0%
相手方	治療費 通院交通費 慰謝料 看護料 休業損害	1,679,192円	1,679,192円	0円

7 事故現場見取図 別紙のとおり

提案理由

交通事故に係る損害賠償を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により本案を提出するものである。

事故現場見取図



指定管理者の指定(飯塚市体育施設)

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和6年9月3日提出

飯塚市長 武 井 政 一

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

- (1) 飯塚市穂波体育館
- (2) 飯塚市穂波B&G海洋センター
- (3) 飯塚市穂波野球場
- (4) 飯塚市穂波グラウンド
- (5) 飯塚市穂波テニスコート
- (6) 飯塚市穂波市民プール
- (7) 飯塚市穂波東グラウンド
- (8) 飯塚市筑穂野球場
- (9) 飯塚市筑穂多目的グラウンド

2 指定管理者となる団体

福岡県飯塚市鯉田1560番地5

一般社団法人 飯塚市スポーツ協会

代表理事 福田 良人

3 指定管理者に管理を行わせようとする期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

4 選定の方法及び理由

飯塚市指定管理者選定委員会において、申請団体の提出書類、提案内容を審査し、次に掲げる事項について評価を行い、指定管理者の候補となる団体として選定した。

- (1) 指定管理施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。

- (2) 事業計画が、指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること。
- (3) 指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

提案理由

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

指定管理者指定議案資料

1 施設の概要

① 名称及び所在地

名 称	所在地
飯塚市穂波体育館	飯塚市秋松408番地
飯塚市穂波B&G海洋センター	飯塚市平恒54番地24
飯塚市穂波野球場	飯塚市平恒1番地6
飯塚市穂波グラウンド	飯塚市平恒1番地6
飯塚市穂波テニスコート	飯塚市平恒1番地6
飯塚市穂波市民プール	飯塚市平恒54番地24
飯塚市穂波東グラウンド	飯塚市南尾252番地14
飯塚市筑穂野球場	飯塚市大分1985番地53
飯塚市筑穂多目的グラウンド	飯塚市大分1985番地53

② 規模構造及び開設時期

名 称	飯塚市穂波体育館
敷地面積	1,577.45㎡
延床面積	2,202.45㎡
構 造	鉄筋コンクリート造2階建
開 設 年	昭和57年
名 称	飯塚市穂波B&G海洋センター
敷地面積	79,101㎡
延床面積	1,102㎡
構 造	鉄骨鉄筋造平屋建
開 設 年	昭和58年
名 称	飯塚市穂波野球場
敷地面積	79,101㎡
運動面積	12,900㎡
開 設 年	昭和58年

名 称	飯塚市穂波グラウンド
敷地面積	79,101㎡
運動面積	19,720㎡
開設年	昭和58年
名 称	飯塚市穂波テニスコート
敷地面積	79,101㎡
運動面積	3,210㎡
開設年	昭和58年
名 称	飯塚市穂波市民プール
敷地面積	79,101㎡
建築面積	958.3㎡
構造	鉄骨造亜鉛メッキ銅板葺平屋建
開設年	昭和58年
名 称	飯塚市穂波東グラウンド
敷地面積	22,847㎡
運動面積	8,500㎡
開設年	令和5年
名 称	飯塚市筑穂野球場
敷地面積	78,029㎡
運動面積	14,280㎡
開設年	平成10年
名 称	飯塚市筑穂多目的グラウンド
敷地面積	17,503㎡
開設年	平成10年

③ 業務内容

ア 施設の維持管理に関する業務

(ア) 建築物の保守管理業務

- (イ) 設備の保守管理業務
- イ 施設の利用に関する業務
 - (ア) 利用許可及び利用料徴収に関する業務
 - (イ) 利用統計に関する業務等
- ウ 自主事業に関する業務
 - スポーツ教室及び健康教室等の自主事業に関する業務
- エ スポーツ大会、事業等開催に関する業務
 - (ア) スポーツ大会の開催企画、誘致に関する業務
 - (イ) 施設を活用した事業の開催に関する業務
- オ 文書等の管理・保存
 - (ア) 各種業務に関する記録、報告書の作成
 - (イ) 指定期間終了時の事務引継ぎ等

2 指定管理者となる団体の概要

① 設立年月日 平成31年4月1日

② 主な提案業務内容及び事業計画

ア スポーツを通じ、人が集い・つながる施設運営

(ア) 地域住民の健康づくり、コミュニティづくりの拠点

(イ) 市民誰もが健康で幸せに暮らすことのできるまちづくりに貢献

(ウ) 地域のスポーツ振興に貢献

イ 利用者のニーズに対応した運動プログラムやサービスの提供

(ア) 子供から高齢者まで多世代に対応した多様な運動プログラムを提供

(イ) 利用者ニーズを的確にとらえたサービスを向上させ利用者の増大を実現

(ウ) 全世代、障がい者にも配慮したサービス環境の整備

ウ 安心・安全で地域に愛される施設づくり

(ア) 安心・安全のための計画的な施設管理の徹底

(イ) 施設内の清掃及び保守点検を徹底し、清潔で安全な施設を創出

(ウ) 一部の団体等に偏らない公平で平等な運営

3 非公募により選定を行った理由

一般社団法人飯塚市スポーツ協会は、本市及び地域と協働で市民の体力向上と活力ある地域づくりを進め、スポーツの振興に取り組むことができること、また、

同協会の社員は市内の競技団体の会員等で構成されており、その知識や経験は本市のスポーツ振興に必要不可欠であることから、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年飯塚市条例第13号)第2条ただし書の規定に基づき、非公募としたもの。

4 募集時点での指定管理料上限額(単年度)

39,661千円(消費税及び地方消費税を含む。)

5 選定評価結果

団 体 名	評価点 (800点中)
団体名 一般社団法人 飯塚市スポーツ協会 代表者 代表理事 福田 良人 所在地 福岡県飯塚市鯉田1560番地5	569点

指定管理者の指定(飯塚市健幸プラザ)

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和6年9月3日提出

飯塚市長 武井政一

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

飯塚市健幸プラザ

2 指定管理者となる団体

福岡県飯塚市鯉田1560番地5

一般社団法人 飯塚市スポーツ協会

代表理事 福田 良人

3 指定管理者に管理を行わせようとする期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

4 選定の方法及び理由

飯塚市指定管理者選定委員会において、申請団体の提出書類、提案内容を審査し、次に掲げる事項について評価を行い、指定管理者の候補となる団体として選定した。

- (1) 指定管理施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 事業計画が、指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること。
- (3) 指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

提案理由

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

指定管理者指定議案資料

1 施設の概要

① 名称及び所在地

飯塚市健幸プラザ

飯塚市本町14番6号

② 規模構造及び開設時期

構造：鉄筋コンクリート造4階建の1階の一部

延床面積：626.71㎡

開設年：平成27年

③ 業務内容

ア 施設運営に関する業務

(ア) 利用者へのサービスに関する業務

イ 施設の管理に関する業務

(ア) 建築物の保守管理業務

(イ) 設備の保守管理業務

ウ 事業に関する業務

(ア) 市民交流に関する業務

(イ) 健康意識向上に関する業務

(ウ) 健康維持及び疾病予防に関する業務

エ その他の業務

(ア) 指定期間終了時の事務引継ぎ

2 指定管理者となる団体の概要

① 設立年月日 平成31年4月1日

② 主な提案業務内容及び事業計画

ア 健康意識の向上及び定着

(ア) 健康寿命の延伸には適度な運動が必要であることを広める。

(イ) 楽しみながら運動できる環境を整える。

(ウ) 楽しむことで運動習慣の定着を図る。

イ 人が集い・つながる、コミュニティ形成

(ア) 商店街連合会と連携し地域の賑わいづくりに努める。

(イ) 利用者間のコミュニティ形成につながる教室を展開する。

(ウ) 託児スペースの確保など利用しやすい環境を整備する。

ウ 安心・安全で地域に愛される施設づくり

(ア) 安心・安全のため、計画的な施設管理を徹底する。

(イ) 清潔な環境を整える。

3 非公募により選定を行った理由

健康づくりの拠点施設、中心市街地の憩いの空間・賑わいづくりの拠点施設として整備された施設であり地域との連携が不可欠であること、本市体育施設と一体的に管理運営することで市民の健康づくりに係る事業を効果的・効率的に展開できること、また、一般社団法人飯塚市スポーツ協会は地元団体であり、地域人材の活用が期待できること、以上のことから飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年飯塚市条例第13号)第2条ただし書の規定に基づき、非公募としたもの。

4 募集時点での指定管理料上限額(単年度)

19,529千円(消費税及び地方消費税を含む。)

5 選定評価結果

団 体 名	評価点 (700点中)
団体名 一般社団法人 飯塚市スポーツ協会 代表者 代表理事 福田 良人 所在地 福岡県飯塚市鯉田1560番地5	532点

指定管理者の指定(飯塚市庄内生活体験学校)

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和6年9月3日提出

飯塚市長 武井政一

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

飯塚市庄内生活体験学校

2 指定管理者となる団体

福岡県飯塚市有安958番地1

特定非営利活動法人 体験教育研究会 ドングリ

理事長 正平 辰男

3 指定管理者に管理を行わせようとする期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

4 選定の方法及び理由

飯塚市指定管理者選定委員会において、申請団体の提出書類、提案内容を審査し、次に掲げる事項について評価を行い、指定管理者の候補となる団体として選定した。

- (1) 指定管理施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 事業計画が、指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること。
- (3) 指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- (5) その他の提案、特色に関する事項

提案理由

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

指定管理者指定議案資料

1 施設の概要

- (1) 施設名称 飯塚市庄内生活体験学校
- (2) 所在地 福岡県飯塚市有安958番地1
- (3) 開設時期 昭和63年1月15日
- (4) 規模構造・施設内容
 - 敷地面積 10,000㎡
 - 延床面積 1,465㎡
 - 構造 木造平屋・鉄筋コンクリート造一部2階建
 - 施設内容 生活棟、生活文化交流センター、管理棟、動物棟、倉庫、堆肥舎、車庫・倉庫、作業棟、炭焼小屋、ピザ窯・建屋

(5) 業務内容

ア 施設の運営に関する業務

- (ア) 施設の利用及び事業に関すること。
- (イ) 施設の利用管理に関すること。

イ 施設の管理に関する業務

- (ア) 建築物の保守管理に関すること。
- (イ) 設備の保守管理に関すること。
- (ウ) 施設の清掃に関すること。
- (エ) 備品類の管理に関すること。

ウ 施設の目的を達成するために必要な業務

- (ア) 児童生徒を対象とした通学合宿・体験合宿の事業、就学前児童を対象とした体験活動・合宿、及び不登校の傾向にある児童生徒の体験活動等に関すること。
- (イ) 家庭教育支援や地域の教育力を育む活動等に関すること。
- (ウ) 上記(ア)(イ)の事業及び活動等に関与する指導員等の人材育成に関すること。
- (エ) その他目的に合致するもの。

エ その他の業務

- (ア) 市が主催又は共催、後援の事業に対する支援

- (イ) 施設を有効に活用し、活性化を図るための創意工夫した事業の実施
- (ウ) 指定期間終了時の事務引継ぎに関すること。

2 指定管理者となる団体の概要

(1) 設立年月日 平成20年2月5日

(2) 主な提案業務内容及び事業計画

- | | |
|----------------|---|
| ア 適切な施設管理運営業務 | 施設運営に関する業務、体験合宿事業における業務、施設管理に関する業務、実施事業に関する業務 |
| イ サービス向上のための方策 | 利用者アンケートを実施し、状況に応じ改善 |
| ウ 利用促進のための方策 | 通信、チラシの配布及びSNSを活用した広報活動の実施 |
| エ 地域貢献の方策 | 地元人材・企業の活用 |
| オ 地域や他施設との連携 | 保護者や学校との連携・協働、地域団体やボランティア団体との連携、大学・高校などの教育機関との連携・行政との連携 |

3 非公募により選定を行った理由

飯塚市庄内生活体験学校の運営については、体験合宿の意義を熟知し、体験合宿プログラムの企画・提供・実践の取組が必要である。この運営体系は、本施設が指定管理を導入する以前から行っており、その取組に当初から携わってきた団体が、法人格を取得した「特定非営利活動法人 体験教育研究会ドングリ」である。本法人の取組は、全国でも先駆的な活動として注目されており、ここでの活動が全国に広まり、日本生活体験学習学会が設立された経緯もある。よって本施設の運営と本法人の活動は一体不可分な関係にあると考えられるため。

4 募集時点での指定管理料上限額(単年度)

20,505千円(消費税及び地方消費税を含む。)

5 選定評価結果

団体名	評価点 (960点中)
団体名 特定非営利活動法人 体験教育研究会 ドングリ 代表者 理事長 正平 辰男 所在地 福岡県飯塚市有安958番地1	823点

電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更(芦屋町)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定により、芦屋町との電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約を次のとおり変更する。

令和6年9月3日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

戸籍サーバ機器等の入替えに伴い、事務の委託に関する規約を変更するため、地方自治法第252条の14第3項の規定により、議会の議決を求めるものである。

電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の一部を変更する規約

電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約(平成27年飯塚市告示第2号)の一部を次のように変更する。

第1条中「次に掲げる事務」を「電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いについて」(平成6年11月16日法務省民二第7000号民事局長通達)第4の2(1)に規定する第1の1(2)カ(ア)及びキに準じた措置を講じるための機器等の管理及び保管施設の管理並びに保安に関する事務」に改め、同条各号を削る。

附 則

この規約は、令和7年2月1日から施行する。

電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約 資料(新旧対照表)

改正後	改正前
<p>(委託事務の範囲)</p> <p>第1条 芦屋町(以下「委託町」という。)は、<u>「電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いについて」(平成6年11月16日法務省民二第7000号民事局長通達)第4の2(1)に規定する第1の1(2)カ(ア)及びキに準じた措置を講じるための機器等の管理及び保管施設の管理並びに保安に関する事務</u>(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を飯塚市(以下「受託市」という。)に委託する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、令和7年2月1日から施行する。</p>	<p>(委託事務の範囲)</p> <p>第1条 芦屋町(以下「委託町」という。)は、<u>次に掲げる事務</u>(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を飯塚市(以下「受託市」という。)に委託する。</p> <p>(1) <u>戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)第68条に規定する戸籍事務を処理し、戸籍データを格納する電子情報処理装置(以下「処理装置」という。)の保守、運用及び更新に関する事務</u></p> <p>(2) <u>処理装置に係る周辺機器の保守、運用及び更新に関する事務</u></p> <p>(3) <u>処理装置に係る電子情報処理組織の保守、運用及び更新に関する事務</u></p>

電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更(うきは市)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定により、うきは市との電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約を次のとおり変更する。

令和6年9月3日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

戸籍サーバ機器等の入替えに伴い、事務の委託に関する規約を変更するため、地方自治法第252条の14第3項の規定により、議会の議決を求めるものである。

電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の一部を変更する規約

電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約(平成28年飯塚市告示第17号)の一部を次のように変更する。

第1条中「次に掲げる事務」を「電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いについて」(平成6年11月16日法務省民二第7000号民事局長通達)第4の2(1)に規定する第1の1(2)カ(ア)及びキに準じた措置を講じるための機器等の管理及び保管施設の管理並びに保安に関する事務」に改め、同条各号を削る。

附 則

この規約は、令和7年2月1日から施行する。

電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約 資料(新旧対照表)

改正後	改正前
<p>(委託事務の範囲)</p> <p>第1条 うきは市(以下「委託市」という。)は、<u>「電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いについて」(平成6年11月16日法務省民二第7000号民事局長通達)第4の2(1)に規定する第1の1(2)カ(ア)及びキに準じた措置を講じるための機器等の管理及び保管施設の管理並びに保安に関する事務</u>(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を飯塚市(以下「受託市」という。)に委託する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、令和7年2月1日から施行する。</p>	<p>(委託事務の範囲)</p> <p>第1条 うきは市(以下「委託市」という。)は、<u>次に掲げる事務</u>(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を飯塚市(以下「受託市」という。)に委託する。</p> <p>(1) <u>戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)第68条に規定する戸籍事務を処理し、戸籍データを格納する電子情報処理装置(以下「処理装置」という。)の保守、運用及び更新に関する事務</u></p> <p>(2) <u>処理装置に係る周辺機器の保守、運用及び更新に関する事務</u></p> <p>(3) <u>処理装置に係る電子情報処理組織の保守、運用及び更新に関する事務</u></p>

電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更(直方市)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定により、直方市との電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約を次のとおり変更する。

令和6年9月3日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

戸籍サーバ機器等の入替えに伴い、事務の委託に関する規約を変更するため、地方自治法第252条の14第3項の規定により、議会の議決を求めるものである。

電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の一部を変更する規約

電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約(平成31年飯塚市告示第44号)の一部を次のように変更する。

第1条中「次に掲げる事務」を「電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いについて」(平成6年11月16日法務省民二第7000号民事局長通達)第4の2(1)に規定する第1の1(2)カ(ア)及びキに準じた措置を講じるための機器等の管理及び保管施設の管理並びに保安に関する事務」に改め、同条各号を削る。

附 則

この規約は、令和7年2月1日から施行する。

電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約 資料(新旧対照表)

改正後	改正前
<p>(委託事務の範囲)</p> <p>第1条 直方市(以下「委託市」という。)は、<u>「電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いについて」(平成6年11月16日法務省民二第7000号民事局長通達)第4の2(1)に規定する第1の1(2)カ(ア)及びキに準じた措置を講じるための機器等の管理及び保管施設の管理並びに保安に関する事務</u>(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を飯塚市(以下「受託市」という。)に委託する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、令和7年2月1日から施行する。</p>	<p>(委託事務の範囲)</p> <p>第1条 直方市(以下「委託市」という。)は、<u>次に掲げる事務</u>(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を飯塚市(以下「受託市」という。)に委託する。</p> <p>(1) <u>戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)第68条に規定する戸籍事務を処理し、戸籍データを格納する電子情報処理装置(以下「処理装置」という。)の保守、運用及び更新に関する事務</u></p> <p>(2) <u>処理装置に係る周辺機器の保守、運用及び更新に関する事務</u></p> <p>(3) <u>処理装置に係る電子情報処理組織の保守、運用及び更新に関する事務</u></p>

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、福岡県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。

令和6年9月3日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約を変更するため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものである。

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

福岡県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年3月27日18地第6713号許可)の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

福岡県後期高齢者医療広域連合規約 資料(新旧対照表)

改正後		改正前	
別表第1(第4条関係)		別表第1(第4条関係)	
区分	関係市町村において行う事務	区分	関係市町村において行う事務
1 被保険者の資格の管理に関する事務	(1) (略) (2) <u>資格確認書等</u> の引渡し (3) <u>資格確認書等</u> の返還の受付 (4) (略)	1 被保険者の資格の管理に関する事務	(1) (略) (2) <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し (3) <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付 (4) (略)
2 (略)	(略)	2 (略)	(略)
3 (略)	(略)	3 (略)	(略)
<p>附 則</p> <p>この規約は、令和6年12月2日から施行する。</p>			

市道路線の廃止及び認定

次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

令和6年9月3日提出

飯塚市長 武井政一

提案理由

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項及び第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止及び認定するにあたり、同法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議決を求めるものである。

1 市道廃止路線明細

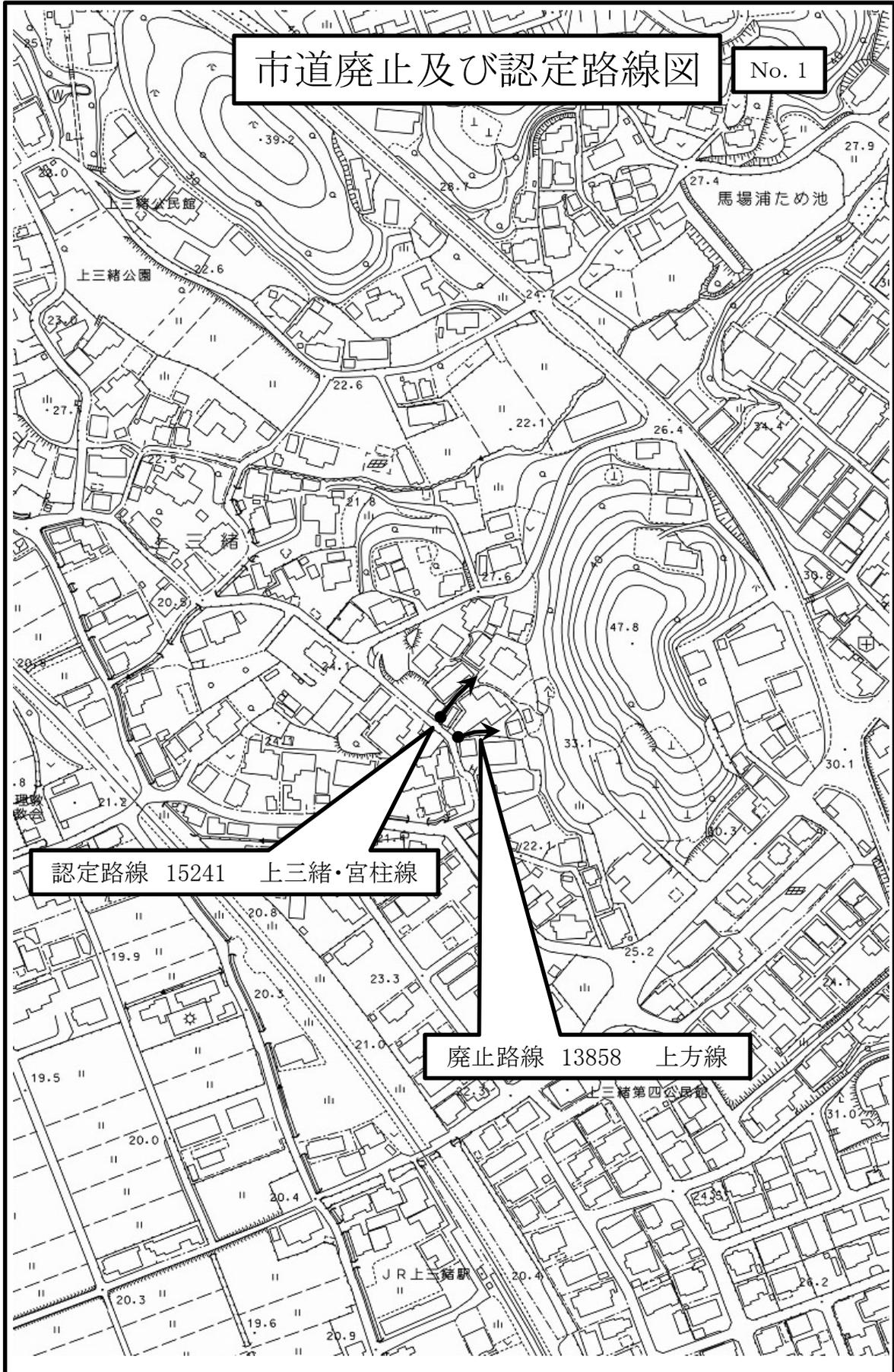
一連 番号	路線 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	図面 番号
1	13858	上方線	上三緒 516-1 地先	上三緒 511-1 地先	1.1	27.6	No. 1
				合 計	1.1	27.6	

2 市道認定路線明細

一連 番号	路線 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	図面 番号
1	15241	上三緒・宮柱線	上三緒 520-3 地先	上三緒 517-2 地先	3.4	31.5	No. 1
				合 計	3.4	31.5	

市道廃止及び認定路線図

No. 1



市道路線の認定

次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和6年9月3日提出

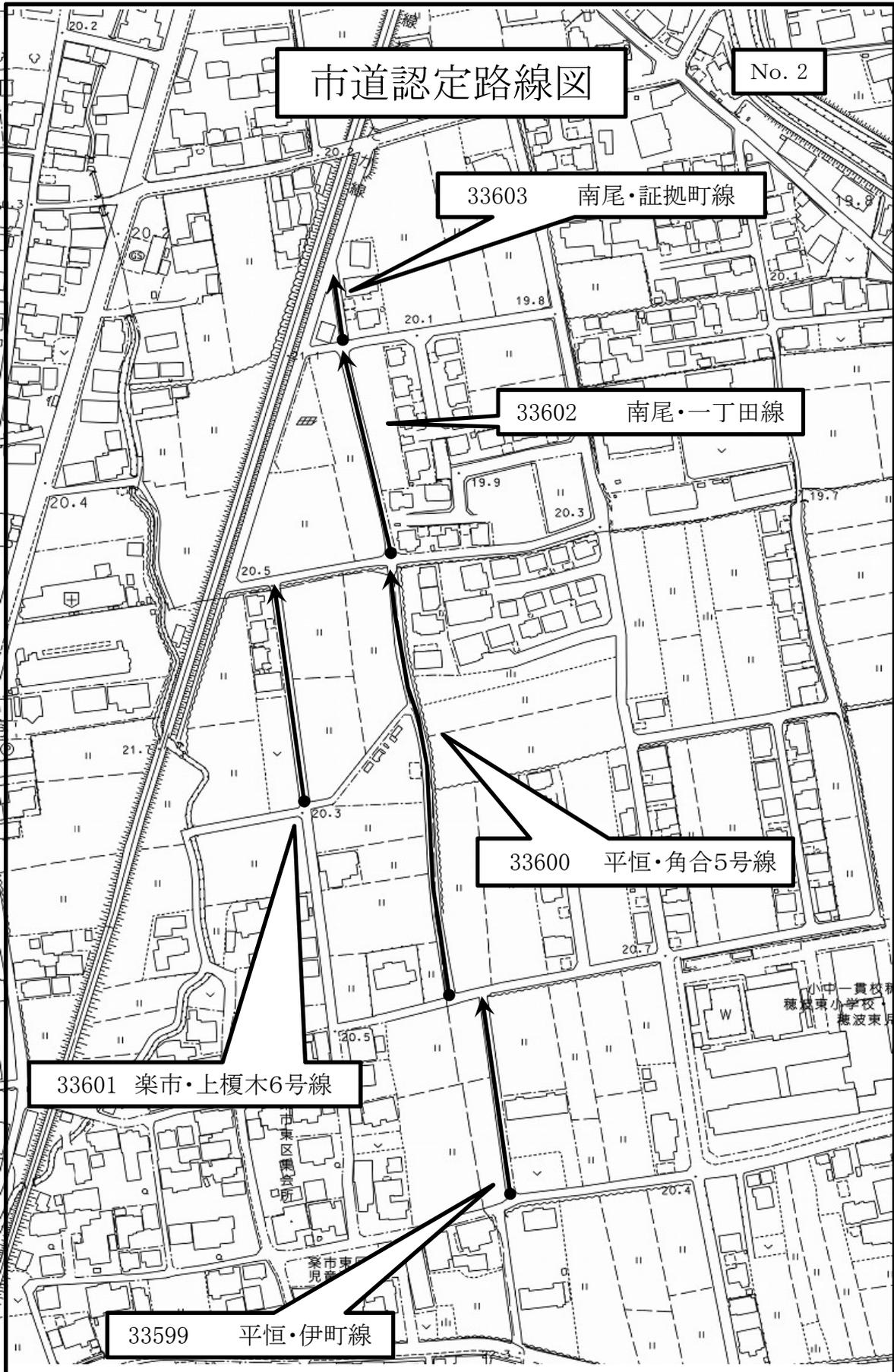
飯塚市長 武井政一

提案理由

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により議決を求めるものである。

市道認定路線明細

一連 番号	路線 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	図面 番号
1	33598	忠隈・龍毛線	忠隈 444-24 地先	忠隈 444-17 地先	6.8	58.0	No. 1
2	33599	平恒・伊町線	平恒 1026-3 地先	平恒 1025-1 地先	4.7	102.9	No. 2
3	33600	平恒・角合5号線	楽市 114-1 地先	平恒 1002-6 地先	4.5	221.2	No. 2
4	33601	楽市・上榎木6号線	楽市 122-3 地先	楽市 121-1 地先	5.0	116.5	No. 2
5	33602	南尾・一丁田線	南尾 373-1 地先	南尾 372-1 地先	4.5	109.6	No. 2
6	33603	南尾・証抛町線	南尾 383-11 地先	南尾 388-8 地先	4.0	36.3	No. 2
				合 計		644.5	



市道認定路線図

No. 2

33603 南尾・証拠町線

33602 南尾・一丁田線

33600 平恒・角合5号線

33601 楽市・上榎木6号線

33599 平恒・伊町線

小中一貫校
穂波東小学校
穂波東

令和5年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和5年度飯塚市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和5年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和5年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和5年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和5年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和5年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和5年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和5年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和5年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

飯塚市長 武井政一

令和5年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和5年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和5年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和5年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和5年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和5年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

飯塚市長 武井政一

令和5年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和5年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和5年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和5年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和5年度飯塚市水道事業会計決算の認定

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和5年度飯塚市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和5年度飯塚市工業用水道事業会計決算の認定

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和5年度飯塚市工業用水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和5年度飯塚市下水道事業会計決算の認定

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和5年度飯塚市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和5年度飯塚市立病院事業会計決算の認定

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和5年度飯塚市立病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

飯塚市長 武 井 政 一

専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

令和6年7月22日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年9月3日提出

飯塚市長 武井政一

損害賠償の額 3,988円

1 事故発生の日時、場所

令和6年6月25日(火)正午頃

飯塚市枝国地内 市道 長浦1号線

2 事故の概要

相手方が市道の端を通行した際、道路標識の切断跡が路面に露出していたことにより、左前タイヤを損傷(パンク)させたもの。

3 損害の状況

物的損害 相手方 車両左前タイヤを損傷(パンク)

4 示談の内容

(1) この事故に係る過失割合は、市50%、相手方50%とする。

(2) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として3,988円を相手方に支払う。

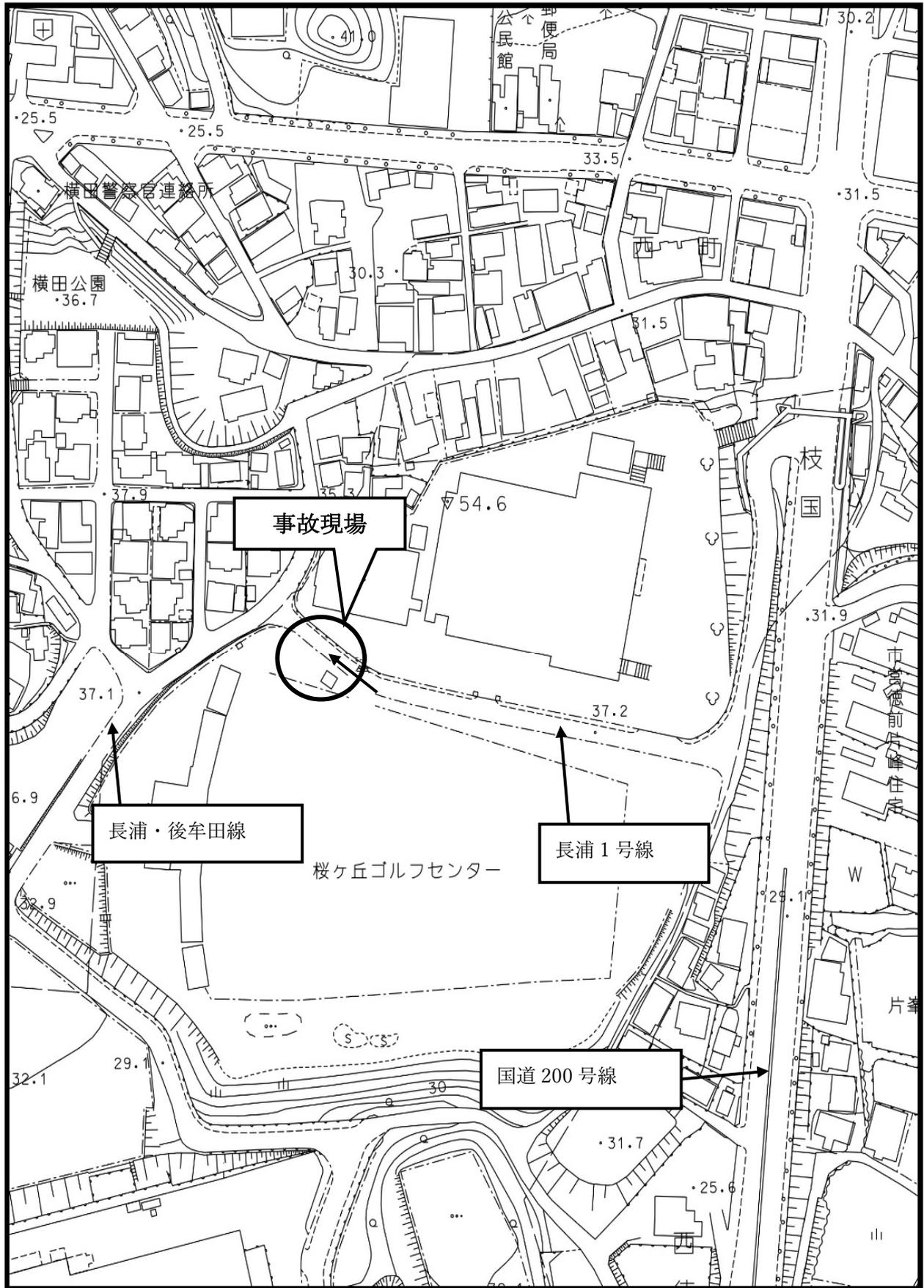
(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合 50%	相手方 過失割合 50%
相手方	車両修繕料	7,975 円	3,988 円	3,987 円

6 事故現場見取図 別紙のとおり

事故現場見取図



継続費精算報告書の報告(令和5年度 飯塚市一般会計)

令和5年度飯塚市一般会計継続費の精算を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第2項の規定により報告する。

令和6年9月3日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和5年度 継続費精算報告書(一般会計)

(単位：円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支 出 済 額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
10 教育費	5 社会教育費	文化会館改修事業	令和3	849,817,000	6,823,000	800,000,000	0	42,994,000	797,390,000	7,375,000	749,700,000	0	40,315,000	△ 52,427,000	552,000	△ 50,300,000	0	△ 2,679,000
			令和4	768,494,000	6,141,000	723,500,000	0	38,853,000	714,211,000	6,638,000	671,400,000	0	36,173,000	△ 54,283,000	497,000	△ 52,100,000	0	△ 2,680,000
			令和5	511,748,000	4,094,000	481,700,000	0	25,954,000	488,309,000	4,425,000	459,100,000	0	24,784,000	△ 23,439,000	331,000	△ 22,600,000	0	△ 1,170,000
			計	2,130,059,000	17,058,000	2,005,200,000	0	107,801,000	1,999,910,000	18,438,000	1,880,200,000	0	101,272,000	△ 130,149,000	1,380,000	△ 125,000,000	0	△ 6,529,000

継続費精算報告書の報告(令和5年度 飯塚市下水道事業会計)

令和5年度飯塚市下水道事業会計継続費の精算を地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定により報告する。

令和6年9月3日提出

飯塚市長 武 井 政 一

令和5年度飯塚市下水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較			
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支 払 義 務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳			年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳		
					国 県 支 出 金	企 業 債	そ の 他		国 県 支 出 金	企 業 債	そ の 他		国 県 支 出 金	企 業 債	そ の 他
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
1	1	浦田第一雨水幹線整備に伴うJR負担金	元	318,476,000	159,238,000	159,238,000	0	2,411,416	1,205,000	1,200,000	6,416	△ 316,064,584	△ 158,033,000	△ 158,038,000	6,416
			2	626,079,000	313,030,000	313,049,000	0	228,666,881	114,331,000	114,300,000	35,881	△ 397,412,119	△ 198,699,000	△ 198,749,000	35,881
			3	344,451,000	172,225,000	172,226,000	0	695,069,454	347,515,000	347,500,000	54,454	350,618,454	175,290,000	175,274,000	54,454
			4	0	0	0	0	281,228,486	140,614,000	140,600,000	14,486	281,228,486	140,614,000	140,600,000	14,486
			5	129,843,000	0	0	129,843,000	178,362,582	0	0	178,362,582	48,519,582	0	0	48,519,582
			計	1,418,849,000	644,493,000	644,513,000	129,843,000	1,385,738,819	603,665,000	603,600,000	178,473,819	△ 33,110,181	△ 40,828,000	△ 40,913,000	48,630,819

令和5年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和5年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和6年9月3日提出

飯塚市長 武井政一

健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和5年度算定値	—	—	7.1	—
早期健全化基準	11.63	16.63	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」で表示

公営企業の資金不足比率

(単位：%)

	資金不足比率
飯塚市水道事業会計	—
飯塚市工業用水道事業会計	—
飯塚市立病院事業会計	—
飯塚市下水道事業会計	—
飯塚市地方卸売市場事業特別会計	—
飯塚市農業集落排水事業特別会計	—
飯塚市工業用地造成事業特別会計	—

※資金不足額がない場合は「—」で表示